

子ども家庭支援センターの取組について

○児童虐待について

要保護児童対策地域協議会は、児童虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護及び支援を図るために、関係機関がその子ども及び家庭に関する情報や考えを共有し、適切な連携の下で対応していくことを協議する地域のネットワークのこと。児童福祉法第 25 条の 2 の規定により、西東京市要保護児童対策地域協議会は平成 19 年 4 月に設置され、調整機関を子ども家庭支援センターが担い、学校をはじめとする関係行政機関・関係法人等と円滑な連携を推進している。

児童虐待を防止する取組は、「西東京市立中学校生徒の死亡事案検証委員会報告」を踏まえ、対策・対応を進めている。

《平成 29 年度の要保護児童対策地域協議会の活動》

1 研修

- ・虐待防止支援員養成講座及びテーマ別研修の継続実施

2 “顔の見える関係”強化・再構築

- ・実務者会議（部会）による定期的な情報共有
- ・個別ケース検討会議の充実
- ・教育委員会や学校が開催する研修会や授業への参加・支援

3 啓発・周知

- ・啓発カードやチラシを作成し、児童生徒や保護者へ配布
- ・地域へ出向く講座の実施
- ・ホームページの活用

4 調整機関の機能強化

- ・地域連携を深め、支援効果を高めるチーム体制やシステムの検討

○切れ目のない支援の充実について（平成 29 年度の取組）

1 子ども相談支援あり方検討会における庁内検討

2 要保護児童対策地域協議会 実務者会議の活用

検 討 事 項	27 年度	28 年度	29 年度
庁内検討組織の活用（26 年度設置）	実施		
各相談窓口のつなぎ方について			
・ひとによる連携体制の充実	検討・実施		
・システム連携体制	検討		
要保護児童対策地域協議会を活用した連携について			
・部会の設置、共有方法の検討	実施		
・情報共有と効果の振返り		実施	
要支援児童以外の相談情報の蓄積活用について		検討	

